

令和6年度こども・若者の善行表彰（募集要綱）

◇◆◇◆◇ 推 薦 の 基 準 ◇◆◇◆◇

1. 推薦者(候補者を推薦される方)

満20歳以上の個人又は団体とします。(但し、自薦は認めません。)

2. 被推薦者(善行表彰候補者)

(1) 社会生活・教育・文化等の面で顕著な善行があったと認められるものであること。

(2) 市内に住んでいること。 (団体の場合は、主たる構成員が該当すること。)

(3) 満20歳以下であること。 (団体の場合は、主たる構成員が該当すること。)

3. 基準等

原則、指定期間（令和5年4月1日～令和6年9月30日）内に、又は指定期間内まで継続して行われた自主的な行為で、次のア～キに掲げるものが対象となります。

なお、災害防止及び救助など、その他特別に扱う必要があると認められる場合は、被表彰者選考委員会に諮った上で、指定期間外に行われた自主的な行為も対象とすることができるものとします。

ア 高齢者福祉、障害者福祉の面における継続的又は断続的な行為

例) 高齢者、障害者への奉仕活動（高齢者施設、障害者支援施設等への訪問、メッセージ）等

イ 環境衛生の保全、向上のための継続的又は断続的な行為

例) 清掃、除草活動（ごみ拾い、花壇の整備などの環境美化活動）等

ウ 自然保護、文化財愛護の面における継続的又は断続的な行為

例) 植樹活動、花いっぱい運動（地域の広場に植樹）等

エ 学問又は社会生活の向上のための発見等の行為

例) 化石などの新種発見 等

オ 災害防止、災害救助等の面における顕著な行為

例) 人命救助、防火活動、災害ボランティアへの参加 等

カ 社会生活上の継続的な、いわゆる小さな親切的行為

例) 高齢者宅や通学路、バス停の雪かき 等

キ その他、これらと同等以上であると認められる善行

例) 地域福祉、動物愛護 等